

# 若年者の給付金の在り方

## 要望内容等

若年の被害者で遺児がいる家庭に対して支払われる給付金の額の増額。

- 若年層の被害者で幼い遺児がいるなどの家庭では支給額が低額となり、経済的な困窮に陥る可能性。
- 将来の稼働期間を考慮した算定方法への改定や給付金額の是正を含めた検討をすべき。

### 基本計画策定過程における主な要望、意見等

#### 犯罪被害者等保護・支援体制の一層の推進のための提言 (平成27年7月30日自由民主党政務調査会)(抜粋)

#### 2. 犯罪被害者等に対する経済的支援

##### (1) 犯罪被害給付制度の見直し

#### ④ 給付金額について

平成20年の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律の改正により、犯罪被害給付制度における遺族給付金の最高額が約3,000万円に引き上げられたところである。しかし、現行制度は、労災の算定方式に準じ、遺族給付金であれば原則として死亡時の収入を基準にすることから、一般的に、若年層の被害者で幼い遺児がいるなどの家庭では支給額が低額となり、経済的な困窮に陥る可能性がある。

犯罪被害給付制度が、これまで労災保険と同様の算定方法を用いてきたことが著しく不合理であるとまでは言えないが、例えば交通事故の場合、自賠責保険では生涯賃金を基に賠償額が設定されているので、被害者等からしてみれば、不均衡、不公平感を感じるのも理解できる。したがって、政府は、他制度のあり方も考慮しつつ、将来の稼働期間を考慮した算定方法への改定や給付金額の是正を含めた検討を早急に行うべきである。

#### 第21回基本計画策定・推進専門委員等会議 (平成27年8月24日) 渡邊構成員提出資料(抜粋)

3 遺族・障害給付金について若年の被害者・遺族に対する給付金を自賠責並みとするよう、平成28年1月開会予定の通常国会で犯給法等関係法令を改正する方向で検討する。

(略) 現行の遺族給付金・障害給付金の算定方法では、特に若年の被害者・遺族に著しい経済的困窮をもたらしている。このような経済的困窮を少しでも軽減するために、かつ、「自賠責並み」の補償が実現したとする平成20年の法改正の内容を、その言葉どおりの内容のものとするためにも、かかる法改正が必要である。

# 1-1 これまでの議論の経緯

現行の犯罪被害給付制度は、

- 生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金を手厚くする(若年層にも配慮)
- 給付水準は、逸失利益等が実質的に含まれているという考えで制度設計。

「経済的支援に関する検討会」最終取りまとめ(平成19年11月6日)(抜粋)

## 第2 提言

### 1 経済的支援の理念、目的、財源について

#### (1) 理念・目的

犯罪被害者等基本法第3条の基本理念を踏まえ、新たな経済的支援制度の理念は、「社会の連帯共助の精神に基づき、犯罪被害者等の尊厳ある自立を支援すること」とし、その目的は、「犯罪被害者等が、その置かれている状況等に応じて、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を受けられるようにするための施策の一環として、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るための必要な支援を行うこと」とするのが、最も相応しいのではないかと考えられる。

#### (2) 給付水準の引き上げ指針

##### ① 遺族給付金、障害給付金

(略) 被害者の被扶養家族である遺族に対する遺族給付金についても、その経済的打撃が大きいことから、特に扶養家族の数など負担の大きさにも十分な配慮を加えつつ、引き上げを図るべきである。

これらの引き上げの水準については、自動車損害賠償保障法における政府保障事業において、ひき逃げ・無保険車による交通事故被害者に対する給付が、自動車損害賠償責任保険とほぼ同水準の給付で行われていることを参考とし、その最高額について、自動車損害賠償責任保険並の金額に近づけるよう努め、最低額についても引き上げを図るべきである。

なお、給付水準は、犯罪被害者等の経済的打撃の程度、負担の程度を考慮に入れて定められるものであるから、犯罪被害者等が被る医療関連費(介護費・リハビリ費・通院付き添い費など)、葬祭費、逸失利益等、医療費を除く損害・負担については、これらの引き上げの中に実質的に含まれていると考えるべきである。

## 【平成20年改正】

### ●法目的の改正

法目的に、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを追加

### ●遺族給付金の拡充

- ◆ 生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金を拡充
  - ・ 生計維持関係のある遺族数に応じた倍数の設定
  - ・ 給付基礎額の最低額の引上げ(若年層にも配慮)

(注)自動車損害賠償保障制度は、「損害賠償を保障する制度」の確立による被害者の保護を図ること等を目的とし、基本的に遺族の状況・事情に応じた算定を行っていない(慰謝料の算定を除く)

# 1-2 現行制度(遺族給付金)の概要

- 犯罪被害給付制度は、制度の趣旨を踏まえ、社会保障・福祉制度全体の自助・共助・公助のシステムと調和・均衡のとれた形で存立するよう配慮して設定。

## 犯罪被害給付制度の趣旨

故意の犯罪行為により、不慮の重大な被害を受けたにもかかわらず、加害者からの損害賠償が得られず、他の公的救済も受けられない犯罪被害者等に対して、国が**社会連帯共助の精神に基づき**、犯罪被害者等給付金を支給することで、その**精神的・経済的打撃を早期に軽減**するとともに、これらの者が**再び平穏な生活を営むことができるよう支援**しようとするもの。

## 遺族給付金の計算式

① 遺族給付基礎額 × ② 倍数

① 遺族給付基礎額 = 収入日額 × 0.7(公健法を参考)

② 倍数 = 生計維持関係遺族の人数に応じた数

0人:1,000倍 ~ 4人:2,450倍

(最低額~最高額) 320~2,964.5万円

## ② 倍数について

【遺族給付金(生計維持関係遺族あり)】

労災の生計維持関係遺族の人数に応じた給付率(245~153日分)

× **10年** (公健法を参考)

【遺族給付金(生計維持関係遺族なし)】

労基法、労災法等を参考

## ① 給付基礎額

勤労に基づいて得た収入の日額に係数を乗じた額が、年齢階層別に定める最高額を超え、又は最低額に満たない場合には、それぞれ、最高額又は最低額を給付基礎額とすることとしており、この最高額及び最低額は、賃金センサス等を勘案して定められている。

【最低額】子ども、高齢者、家庭の主婦その他収入の少ない犯罪被害者についても必要最小限の給付を確保するため設定

※ 生計維持関係遺族のいる犯罪被害者、特に若年者に配慮

【最高額】犯罪被害者が高額収入を得ていた場合であっても、その損害を緩和するために必要な一定の額を考え、限度額を設定

生計維持関係遺族数	倍数
4人以上	2,450倍
3人	2,230倍
2人	2,010倍
1人	1,530倍 (※1,750倍)

### 生計維持関係遺族

最低額は、各年齢層の生計維持関係遺族のない遺族給付金に係る給付基礎額の最高額と最低額の平均額とする

### 若年者(30歳未満)

最低額は、全年齢層の給付基礎額の最高額と最低額の平均額とする

労災の生計維持関係遺族の人数に応じた遺族補償年金の給付率(労災法別表1)

扶養親族数	年額	
4人以上	245日分	※55歳以上の妻又は障害等級第5級以上の身体障害の状態にある妻
3人	223日分	
2人	201日分	
1人	153日分 (※175日分)	

× 10年

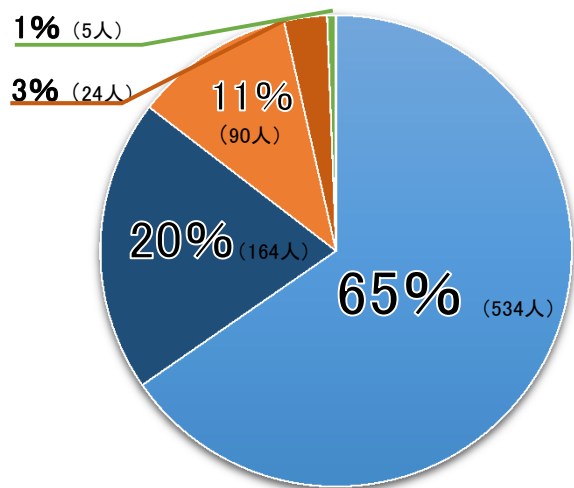
## 2-1 犯罪被害給付金(遺族給付金)の支給額

(注) 調査結果は、平成23年～27年度の犯罪被害給付制度の支給裁定運用実績に基づく

- 遺族給付金の支給額(犯罪被害者一人当たり)は、生計維持関係遺族有りの場合、無しの場合と比べて、平均して約3倍高い。
- 遺族給付金の支給額は、全体では500万円以下の割合が最も多いが、生計維持関係遺族有りの場合には1000～1,500万円の割合が最も多い。

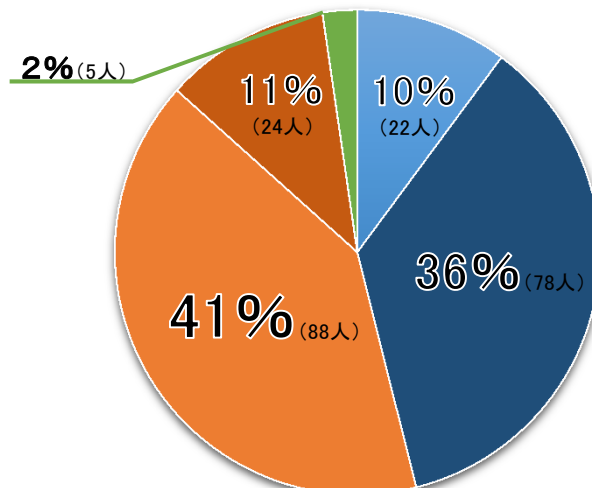
### 遺族給付金の支給額分布

【遺族給付金の支給額の分布全体】



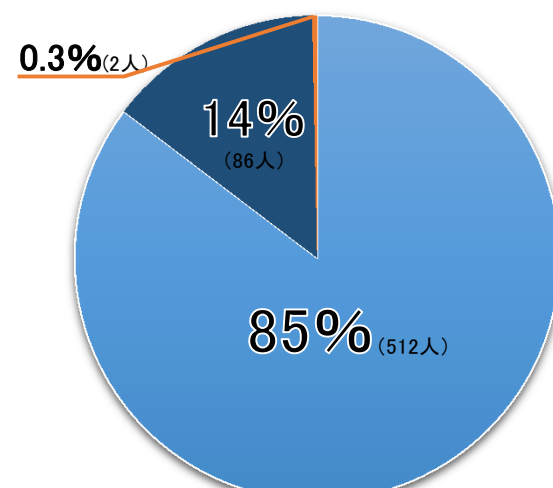
計817人 平均543万円

【生計維持関係遺族有りの場合】



計217人 平均1,043万円

【生計維持関係遺族無しの場合】



計600人 平均360万円

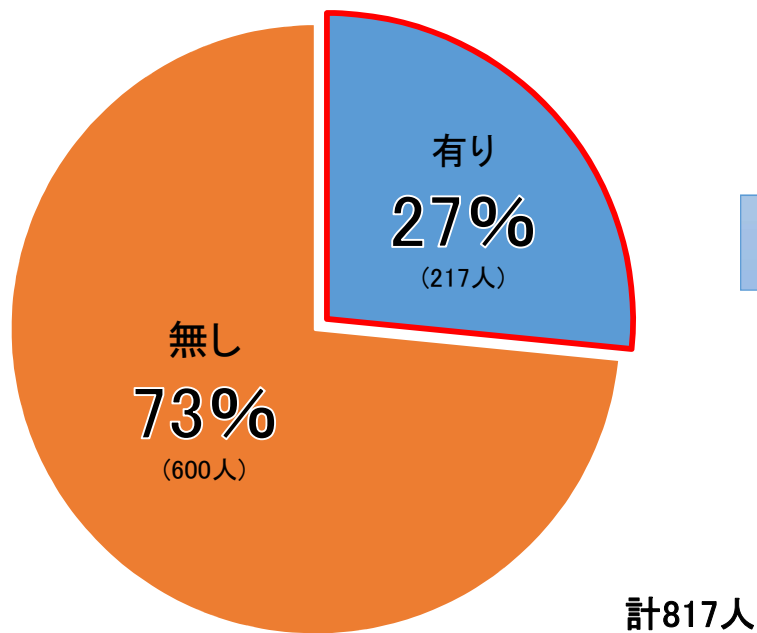
■ ～500万円 ■ 500～1,000万円 ■ 1,000～1,500万円 ■ 1,500～2,000万円 ■ 2,000～2,500万円

## 2-2 生計維持関係遺族と18歳未満の遺児がいる割合

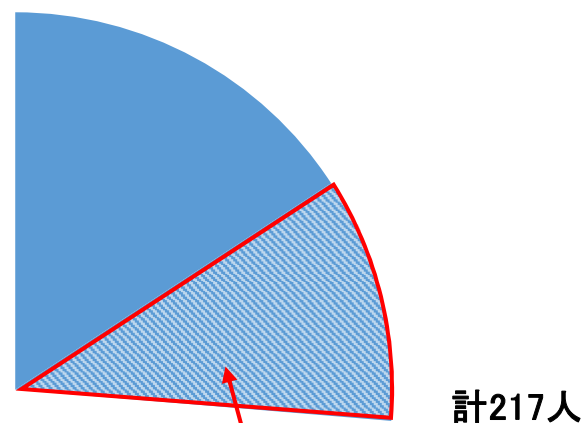
- 死亡した犯罪被害者に生計維持関係遺族がいる割合は、全体の27%。
- 18歳未満の生計維持関係遺族(遺児)がいる割合は、全体の11%。

### 犯罪被害者(死亡)に生計維持関係遺族がいる割合

【犯罪被害者(死亡)に生計維持関係遺族がいる割合】



【生計維持関係遺族がいる犯罪被害者(死亡)のうち、18歳未満の者がいる割合】



(18歳未満の生計維持関係遺族(遺児)がいる割合)

**11%** (92人)

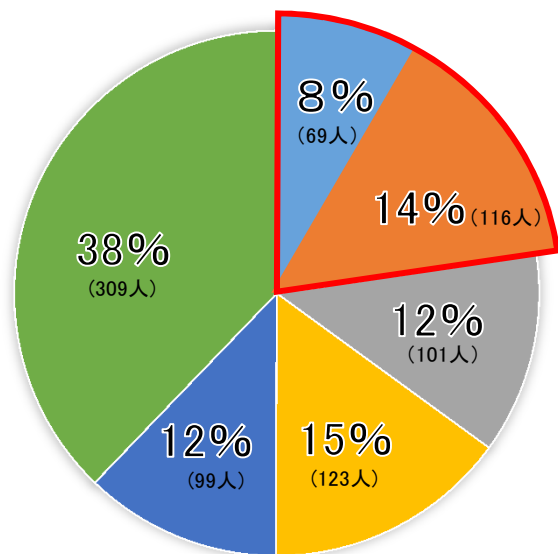
## 2-3 犯罪被害者(死亡)の年齢

- 犯罪被害者の年齢は、各年代に幅広く分布。
- 生計維持関係遺族がいる犯罪被害者をみると、若年者の割合は少ない。
- 18歳未満の生計維持関係遺族(遺児)がいる犯罪被害者の年齢は、幅広い年代に広がるが、30歳未満の割合は16%と少なく、40歳代が35%と最も多い。

(注)「若年者」の定義は明らかではないが、本調査においては、30歳未満の者を「若年者」として想定した。

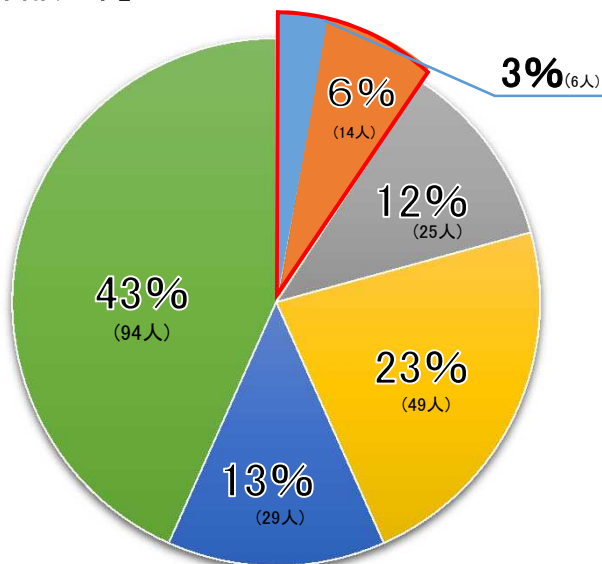
### 犯罪被害者(死亡)の年齢分布

【犯罪被害者(死亡)全体の年齢分布】



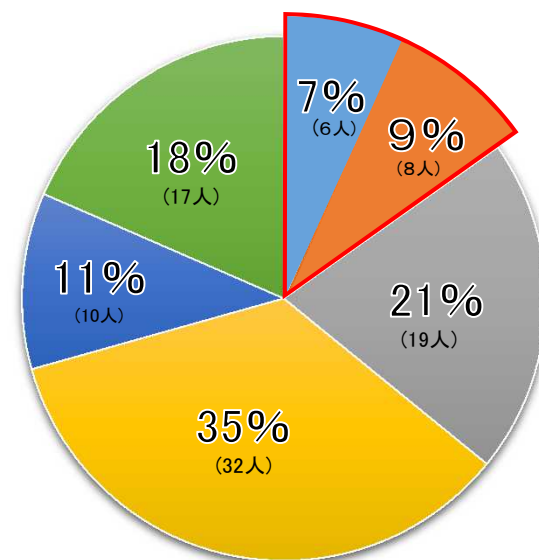
平均 49.2歳  
計 817人

【生計維持関係遺族がいる犯罪被害者(死亡)の年齢分布】



平均 54.6歳  
計 217人

【18歳未満の生計維持関係遺族(遺児)がいる犯罪被害者(死亡)の年齢分布】



平均 45.2歳  
計 92人

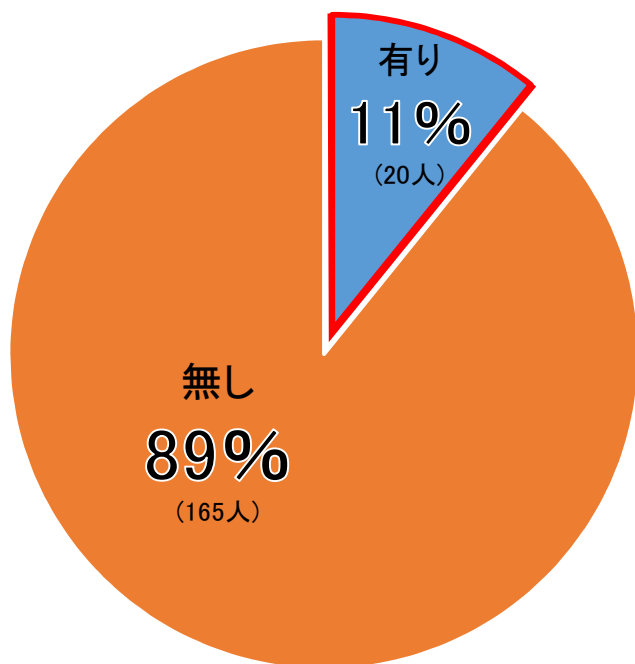
■ ～19歳 ■ 20歳代 ■ 30歳代 ■ 40歳代 ■ 50歳代 ■ 60歳以上

# 【参考】若年者の犯罪被害者(死亡)に着目した実態

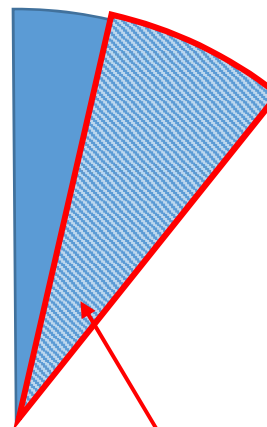
- 若年(30歳未満)の犯罪被害者全体からみると、18歳未満の生計維持関係遺族(遺児)がいる者の割合は8%にすぎない。

## 若年(30歳未満)の犯罪被害者(死亡)の実態

【若年の犯罪被害者(死亡)のうち生計維持関係遺族がいる割合】



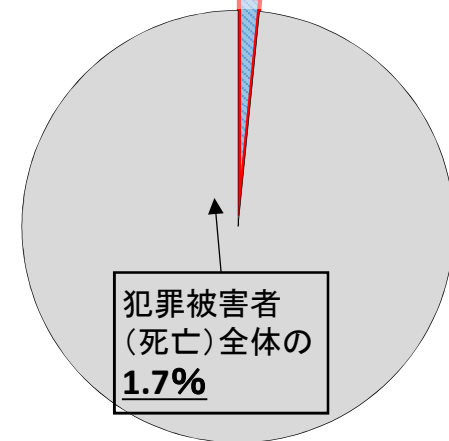
【生計維持関係遺族がいる若年者のうち18歳未満の生計維持関係遺族(遺児)がいる割合】



【若年の犯罪被害者(死亡)に遺児がいる割合】

(若年の犯罪被害者(死亡)185人中) 8%(14人)

【参考】犯罪被害者(死亡)全体に占める生計維持関係遺族がいる若年者に遺児がいる者の割合



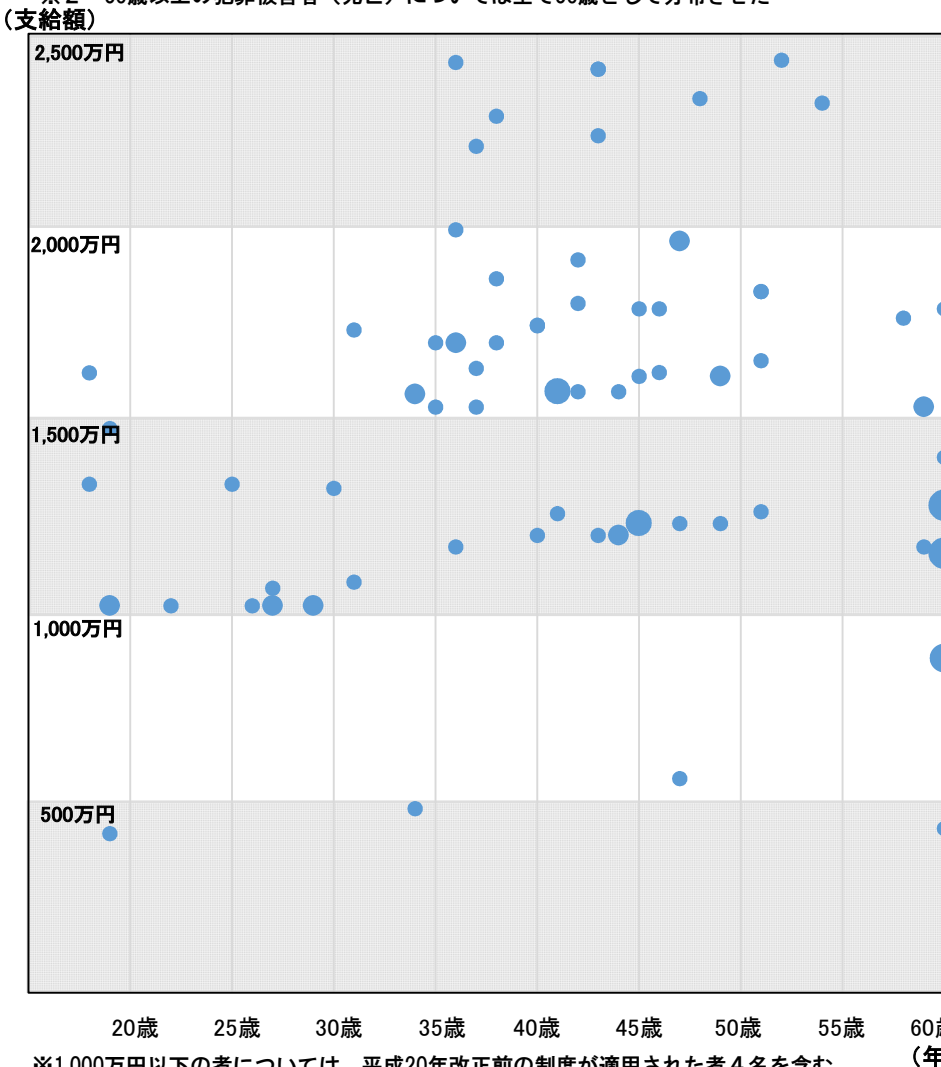
# 2-4 遺児のいる犯罪被害者(死亡)の年齢層別の支給額と収入額

- 支給額は、同じ年代の中でも幅広く分布。
- 収入が少なく、最低額の設定により給付基礎額が引き上げられる者も、幅広い年齢層に分布。

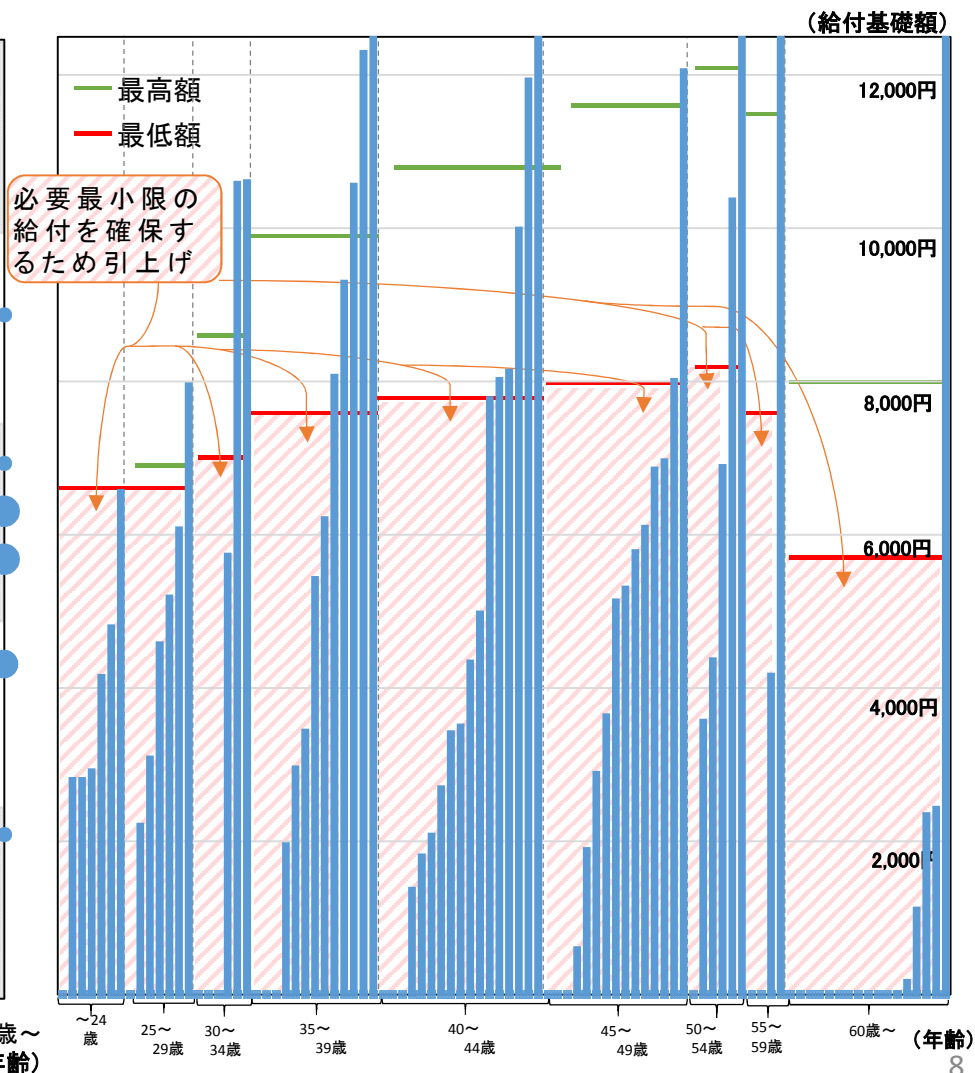
## 年齢層別の遺族給付金の支給額分布・給付基礎額分布

【18歳未満の生計維持関係遺族(遺児)がいる犯罪被害者(死亡)(計92人)の理論上の支給額※1分布】

※1 減額、損害賠償等との調整が行われず、満額支給された場合の額を算出したもの  
 ※2 60歳以上の犯罪被害者(死亡)については全て60歳として分布させた



【遺児がいる犯罪被害者(死亡)(計92人)の給付基礎額】

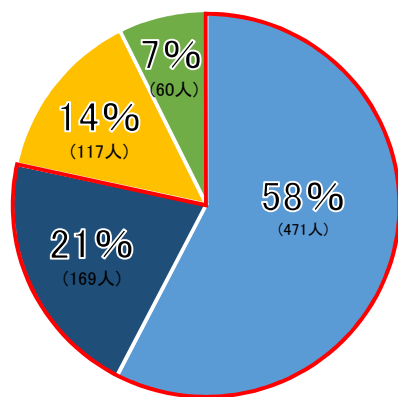




## 2-5 犯罪被害者(死亡)の収入実態と支給額

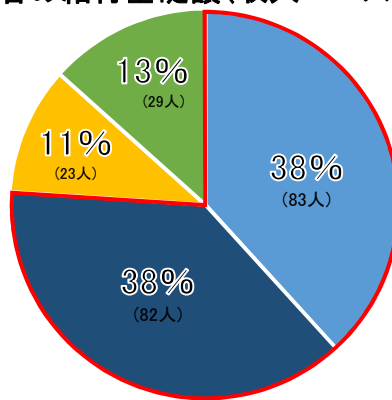
- 犯罪被害者の収入は、「無収入」が半数以上、生計維持関係遺族がいる場合は、「無収入」の割合が減少するものの、給付基礎額の「最低額」が適用される割合が約8割。
- 18歳未満の生計維持関係遺族(遺児)がいる犯罪被害者の収入は、「無収入」が約3割。給付基礎額の「最低額」を適用される者は約8割。
- 他方で、帰責事由等による減額がなかったとした場合、遺児がいる場合の遺族給付金の理論上の支給額は、1,500万円を超える割合が約5割。

① 犯罪被害者(死亡)全体



■ 最低額(無収入)

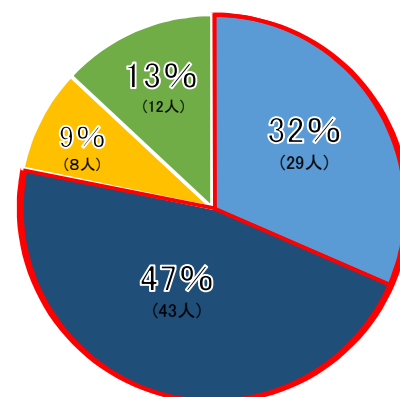
② 生計維持関係遺族がいる犯罪被害者(死亡) ③ 18歳未満の生計関係遺児遺族(遺児)がいる犯罪被害者(死亡)



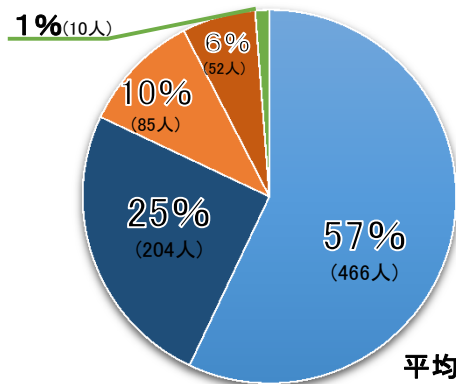
■ 最低額(収入あり)

■ 中間

■ 最高額



【遺族給付金の理論上の支給額※】



平均: 656万円  
(実績平均543万円)

■ ~500万円

■ 500~1,000万円

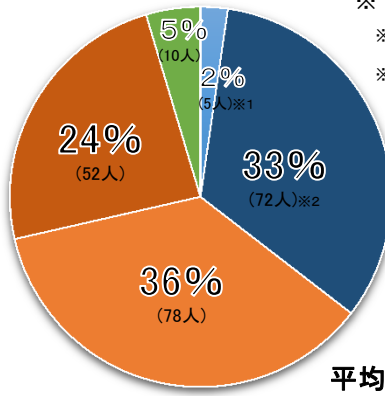
■ 1,000~1,500万円

平均: 1,273万円  
(実績平均1,043万円)

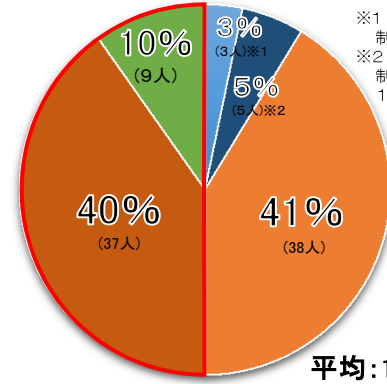
※ 減額、損害賠償等との調整が行われず、満額支給された場合の額を算出したもの

※1 平成20年改正前の制度が適用された者

※2 平成20年改正前の制度が適用された者1人を含む



平均: 1,273万円  
(実績平均1,043万円)



平均: 1,456万円  
(実績平均1,153万円)

■ 1,500~2,000万円 ■ 2,000~2,500万円

## 3-1 犯罪被害者の遺児が受ける精神的影響について

犯罪被害者の遺児の精神的被害については、以下のような特徴があると指摘される。

- 遺児は、成人の遺族と比べ、PTSD等を患う可能性が高く、深刻。
- 犯罪の被害者は、自然災害等の被災者と比べ、PTSDを発症しやすい。

同様のトラウマの曝露であれば、**成人に比べて子どもの方が影響を受けやすく、PTSDに発展しやすいとされる。**（赤字引用者）

廣常秀人他「子どもの外傷後ストレス障害(PTSD)－その歴史と概念の変遷－」『トラウマティック・ストレス』第3巻第2号、2005年、18頁

**トラウマ体験後に何らかの症状を示す子どもは、その後の人生においてさらにトラウマを体験するリスクが高まり、曝露回数が増えるに従って、心的外傷後ストレス障害(posttraumatic stress disorder: PTSD)のみならず不安障害や気分障害など、将来の精神疾患や社会生活へのリスクが高まることも明らかとなった。**（赤字引用者）

亀岡智美「子どものトラウマとアセスメント」『トラウマティック・ストレス』第10巻第2号、2013年、27頁

全国女性調査のデータからは、**犯罪にかかわる外傷的出来事の経験があるとPTSD生涯有病率が25.8%、PTSD現在症9.7%で、自然災害や事故などその他の出来事の経験がある場合はPTSD生涯有病率9.7%、PTSD現在症3.4%でした。**（中略）このデータからは**犯罪に巻き込まれた経験がある人の方がそれ以外の経験がある人よりPTSDを発症しやすいといえます。**（赤字引用者）

ディーンGキルパトリック「暴力被害からの回復支援における被害者権利の役割」『トラウマティック・ストレス』第5巻第1号、2007年、5頁

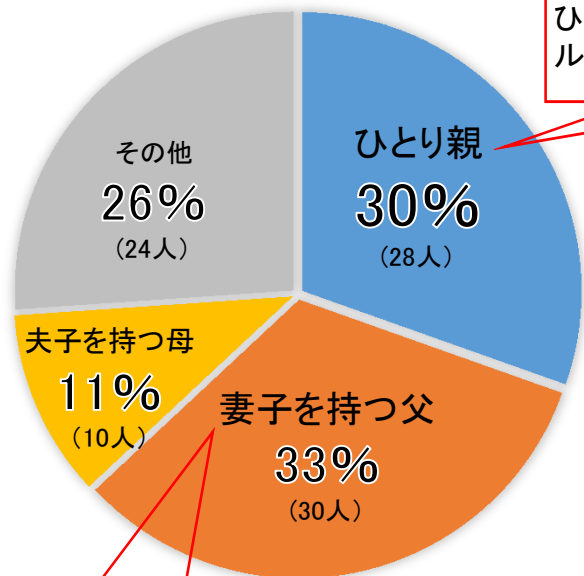
※ 全国女性調査(the National Women's Study)  
全米の世帯から抽出した確率標本4,000人強の18歳以上の女性を対象に行った電話インタビュー

## 3-2 18歳未満の生計維持関係遺族(遺児)がいるケースの実態

- 18歳未満の生計維持関係遺族(遺児)がいるケースのうち、死亡した犯罪被害者がひとり親であった割合は約30%。
- 遺児の約4割が8歳未満。

### 18歳未満の生計維持関係遺族(遺児)と犯罪被害者(死亡)との関係及び年齢

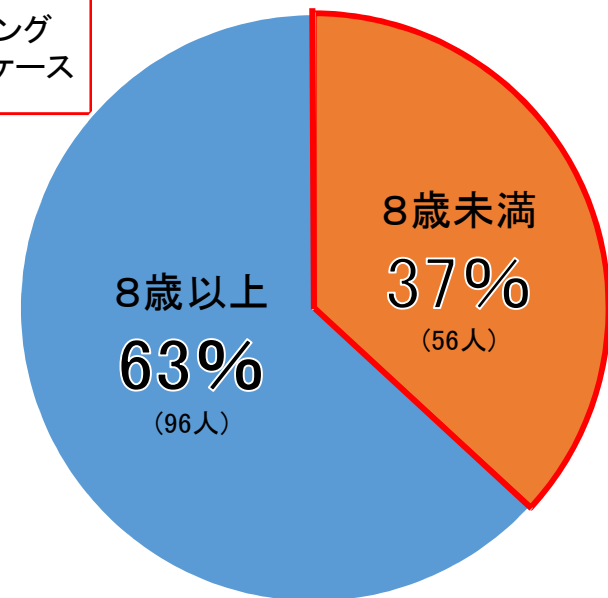
【遺児から見た犯罪被害者(死亡)との関係】



ひとり親(シングルマザー又はシングルファザー)が犯罪で亡くなったケース

妻子を持つ父が犯罪で亡くなったケース

【遺児の年齢】



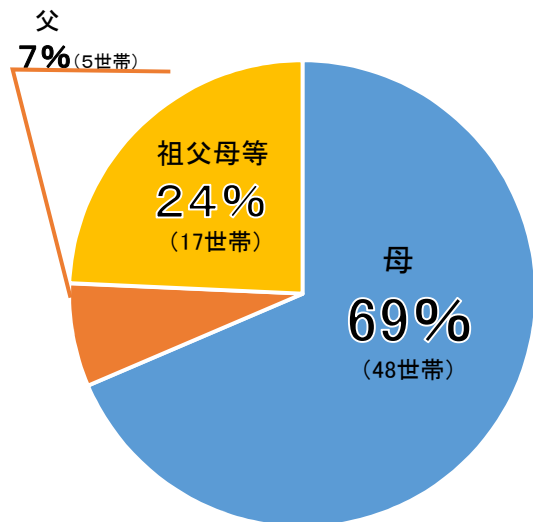
(注)「その他」は、祖父母等が亡くなったケース

### 3-3 犯罪被害者の遺児がいる家庭の犯罪被害発生から10年経過後の収入状況 (公益財団法人犯罪被害救援基金の奨学金受給者の例)

- 犯罪被害者の遺児がいる家庭は、一般に、犯罪被害発生後年月を経過するにつれ、就労収入が高まるが、一般世帯と比較して厳しい状況。

平成12年度以降に公益財団法人犯罪被害救援基金に奨学金を申請した奨学金受給者(申請時:小・中学生)に係る  
①犯罪被害発生から10年経過後の遺児の養育者の別、②養育者の就労収入について調査した結果(全70世帯)

【犯罪被害救援基金奨学金受給者のうち犯罪被害発生から10年経過後の養育者の別】



【犯罪被害救援基金奨学金受給者の犯罪被害発生から10年経過後の養育者の就労収入の平均】

	10年経過後	申請時
● 全世帯平均	157万円	142万円
・ 母子世帯の平均	169万円	125万円
・ 父子世帯の平均	236万円	120万円
・ 祖父母等世帯の平均	99万円	199万円

→ 犯罪被害により妻子を持つ父が亡くなる例

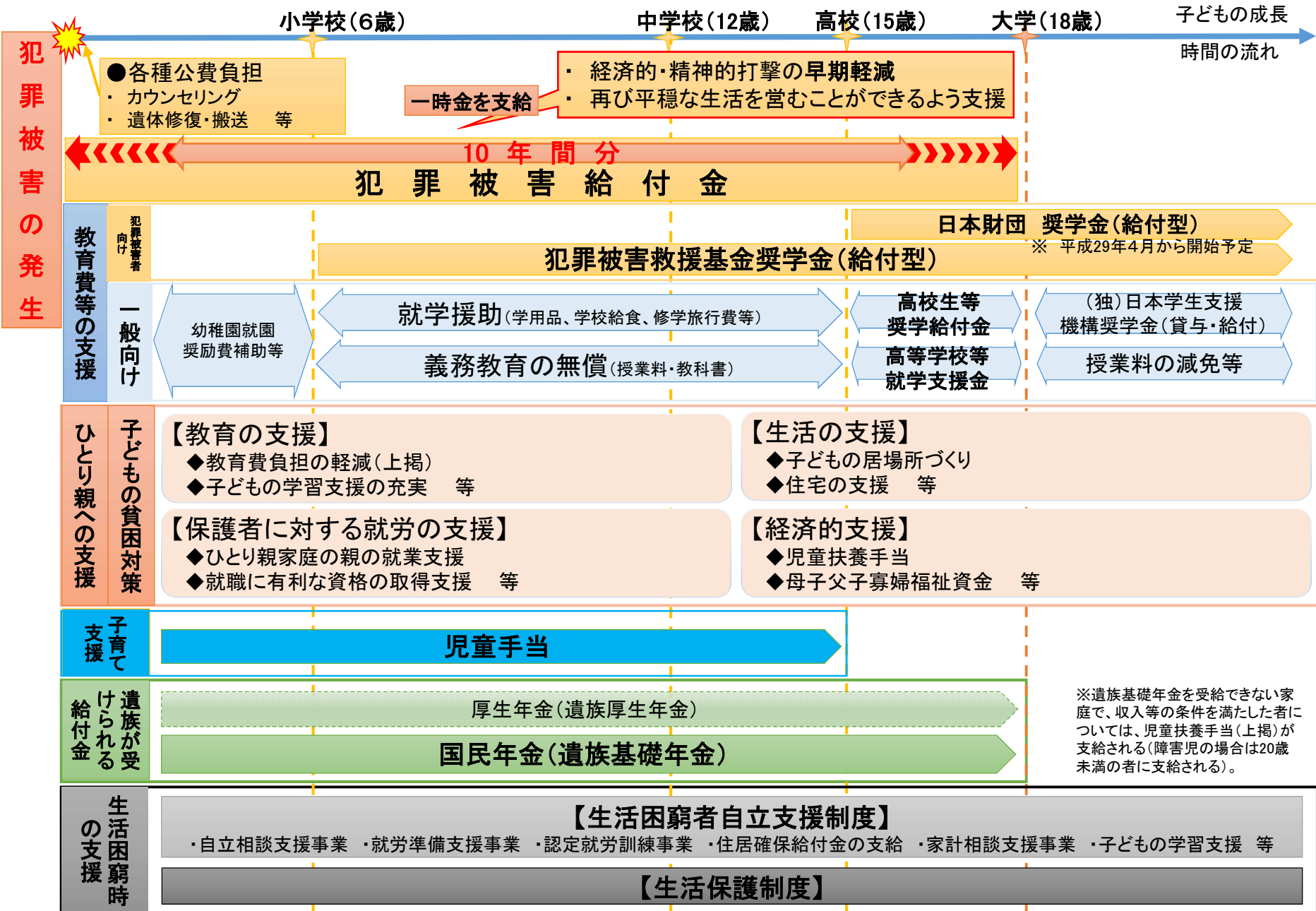
- 犯罪被害発生から10年経過後の母の就労収入(平均)

**169万円 < 181万円**(一般の母子世帯の平均)

【参考】平成23年度全国母子世帯等調査結果報告(厚生労働省)

- ・ 母子世帯の母の平均年間就労収入 : **181万円** (死別を理由とする母子世帯の場合 : 256万円)

# 4 犯罪被害者遺児が受けられる社会的支援(イメージ図)



※ 上記におけるそれぞれの支援を受けるためには、個別の制度で定める要件を満たす必要がある。